

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成１９年度定期監査・平成２０年度定期監査及び平成２１年度定期監査並びに平成２１年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について富津市長等から通知があったので公表する。

平成２２年８月２日

富津市監査委員 高 橋 聖

措置の内訳

○ 平成19年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
総務部 管財契約課	第1回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	「富津市随意契約ガイドライン」を作成し、庁内情報システム・電子書庫で職員に周知しました。
	(3) 長期継続契約制度の活用について 平成18年12月に富津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が公布施行されたところであるが、本条例に関する運用方針、事務処理要領等を作成し、職員に周知のうえ本制度の適正な運用に努められたい。	本条例に関する「長期継続契約条例の運用について」を作成し、庁内情報システム・電子書庫で職員に周知しました。
教育部	第2回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約の運用に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	関係法令を遵守し、事務処理を徹底いたします。
	(5) 各種団体に係る会計事務について 各種団体のうち、止むを得ない事情により市職員が、当該団体に係る会計事務に従事する場合にあっては、通帳と印鑑を別の職員が管理するなど、事故の未然防止のため、相互牽制の働く態勢に努められたい。	市長からの通達があり、職員が各種団体に係る会計事務処理を行わないよう徹底する。
	(3) 長期継続契約制度の活用について 平成18年12月に富津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が公布施行されたところであるが、当該規定による長期継続契約制度の適正な運用に留意されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約できるものは実施して行きます。(教育部) ・生涯学習バス、移動図書館車の運行については、平成22年度長期継続契約制度を活用し、業務委託を実施しました。(生涯学習課) ・学校給食の委託契約については、今後の学校給食の在り方も含め検討し、長期契約を進めて参ります。(学校教育課) ・平成22年度から富津公民館管理業務委託を長期継続契約とした。(富津公民館) ・平成22年度から市民会館管理業務委託を長期継続契約とした。(市民会館)
学校教育課	(4) 育英資金貸付金の回収について 富津市育英資金貸与条例に基づく貸与金の返済不履行者に対しては、地方自治法施行令の規定等に基づき、速やかな督促や連帯保証人に対する履行の請求等を行い、未収金の回収に努められたい。	平成21年度に督促を行った結果、現在において返済不履行者はおりません。
庶務課	(6) 理科室の薬品管理について 理科室の薬品(劇物等)管理において ① 廃棄処分すべき不用薬品が、未処分のまま保管されているもの ② 薬品保管庫の施錠がされていないもの ③ 使用済空ビンが、ダンボール箱に入れた状態で床に置かれているもの など、不適切な学校もあるので安全な管理に努められたい。	薬品の管理については、施錠のできる保管庫に入れ、記録簿の記載等管理を徹底いたします。また、不用薬品については、予算を確保し、業者に依頼し処分いたします。

経済環境部	第2回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約の運用に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	随意契約の執行に当たっては、関係法令の主旨を十分に踏まえ、適正な契約事務を実施した。
	(3) 長期継続契約制度の活用について 平成18年12月に富津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が公布施行されたところであるが、当該規定による長期継続契約制度の適正な運用に留意されたい。	富津聖苑火葬業務委託・クリーンセンター運転管理業務委託及びクリーンセンター脱水汚泥等運搬業務委託を19年度より継続契約として実施しました。 その他の業務についても同制度の主旨を踏まえ実施します。
	(5) 各種団体に係る会計事務について 各種団体のうち、止むを得ない事情により市職員が、当該団体に係る会計事務に従事する場合にあっては、通帳と印鑑を別の職員が管理するなど、事故の未然防止のため、相互牽制の働く態勢に努められたい。	通帳・印鑑をそれぞれ別の職員が管理し、個人では現金の引出しが出来ないような体制とした。

○ 平成20年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
総務部 管財契約課	第1回 (3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものだが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	物品台帳と実数量等のずれを調査し、適正管理に努めるよう庁内情報システム・電子書庫で職員に周知しました。
企画財政部	第1回 (3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものだが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	部内各課において、物品の再点検と台帳整理を実施しました。
経済環境部	第2回 (2) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものだが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	物品台帳により定期的に数量等の確認をし、適正な管理を行います。
教育部	第2回 (2) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものだが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	機械器具及び備品の適正管理を徹底いたします。
生涯学習課	(6) 文化財保存整備事業補助金交付事務の適正化について 市内の指定文化財については、「富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱」に基づき補助金の交付事務が行われているが、補助率については、「補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内」とあるものの一部の事業で補助率が2分の1を超えているので、是正を図られたい。 なお、本事業に係る補助金交付申請書及び実績報告書等の申請者が作成すべき書類を市の担当課職員が作成しているが、このことについては、適正を欠いているものであり改善されたい。	関係法令を遵守し是正を図ってまいります。

建設部 街づくり課	第2回 (2)物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものであるが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	課所有の物品及び指定管理者が施設を管理する上で必要な物品について物品台帳の整備を行いました。
--------------	---	--

○ 平成21年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
総務部 管財契約課 (全庁一括) 他7部署	(1)公有財産台帳等の整備について 新地方公会計制度の導入により、公有財産台帳の精緻化が必要とされることから富津市財務規則第254条に規定する公有財産台帳及び公有財産台帳副本等の整備を図られたい。	平成22年度中に台帳整備を実施します。

○ 平成21年度 財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
建設部所管 施設利用振興公社	1 公社会計規程の整備について 公社会計規程について、公益法人会計基準に準拠した整備を図られたい。	公社会計規程第34条(決算整理)において、決算書類の中に正味財産増減計算書が欠落しているため、平成22年第1回通常理事会・評議員会にて会計規程の一部改正を行い、正味財産増減計算書を追加しました。
	2 会計経理の区分について 会計経理について、自主事業(寄附行為第4条第1号及び第2号)、指定管理者事業(基本協定書締結ごと)及び市受託事業別にそれぞれの収支に関する経理区分の明確化を図られたい。	今後、他の団体を調査し、公益法人会計基準に沿った明確な経理に努めてまいります。
	3 公社補正予算及び収支計算書等について (1)平成20年度公社補正予算(第1号)の収支の部に係る補正科目及び補正額並びに当該科目に係る平成20年度決算額等に誤りがあったので適正な処理を行われたい。 (2)公社の予算編成に当たっては、各事業費の積算見込みに留意し極力流用が生じないよう努められたい。	平成20年度補正予算及び平成20年度決算についての指摘事項については、千葉縣市町村課等各関係機関の指導を仰ぎ、今後適正な会計処理を行います。
	4 指定管理事業収入等の精算について 指定管理事業収入及び管理受託事業収入の精算に当たっては、富津市と協議のうえ適正な経理の処理を図られたい。	富津市の支出額と公社の収入額に差異が生じることに付いて指摘がありましたが、双方の会計処理方法に違いがあるため、このような決算報告となります。よって今後も公益法人会計基準に準拠し、適正な会計処理を行ってまいります。
	5 財務諸表について (1)財務諸表の様式等については、公益法人会計基準に準拠するように改善されたい。 (2)正味財産増減計算書(平成20年度)の経常収支等に誤りがあったので、適正な経理を行われたい。 (3)富津市からの出資金4,000万円が一般正味財産とされているが、公益法人会計基準では指定正味財産とすべきものであるため、改められたい。	財務諸表等においても、千葉縣市町村課等各関係機関の指導を仰ぎ、公益法人会計基準に準拠し適正な会計処理を行います。
	6 自主事業の拡充について 現公社は、富津市及び千葉県の公の施設に係る指定管理事業が業務の主体となっており、寄附行為第4条第1号及び第2号に規定する公益事業の割合が著しく低いので、その拡充について検討されたい。	公社自主事業については、基本財産運用益及び市からの負担金で自主事業を運営している状況であり、現状での拡充は非常に難しいと考えられます。今後は、市及び各種団体等と調整を図りながら自主事業の拡充を目指します。